

千葉県予算会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

千葉市長 熊谷俊人

千葉県規則第57号

千葉県予算会計規則の一部を改正する規則

千葉県予算会計規則（平成4年千葉県規則第97号）の一部を次のように改正する。

第59条第4号中「第65条第2号に規定する経費」を「第27条第1項に規定する施設型給付費、同法第28条第1項に規定する特例施設型給付費、同法第29条第1項に規定する地域型保育給付費、同法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費及び同法第30条の11第1項に規定する施設等利用費」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。